

呉市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の方針)

第2条 支援法人は、呉市の空家等対策の状況を踏まえ特に援助を必要とする業務について行うものとし、指定の方針は、呉市空家等管理活用支援法人指定方針（以下「指定方針」という。）で定めるものとする。

(指定の申請)

第3条 法第23条第1項の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、呉市空家等管理活用支援法人指定（更新・変更）申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (4) 役員の略歴を記載した書面
- (5) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (6) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (7) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (8) 空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- (9) 法第24条各号に規定する業務に関する計画書
- (10) 国税及び地方税の滞納がないことを証する書類
- (11) 申請者が呉市外に主たる事務所を有する場合は、他の地方公共団体と締結している空家等対策に関する協定書の写し、他の地方公共団体から受けている支援法人の指定通知書の写し又は呉市と連携した活動実績を証する書類

(支援法人の指定)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 申請者が、法第23条第1項に規定される法人であること。
- (2) 申請者が、法第25条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者でないこと。
- (3) 申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは同号に規定する暴力団員でなくなった日から3年を経過しない者又は広島県暴力団排除条例（平成22年12月27日条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団等（以下、「暴力団員等」という。）でないこと。

(4) 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

ア 未成年者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者

オ 暴力団員等

(5) 申請者の計画する業務が、法第24条各号に規定する業務として適切なものであり、指定方針に適合するものであること。

(6) 申請者が、当該業務を行うために必要な人員の配置、個人情報保護及びその他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。

(7) 申請者が、当該業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。

(8) 申請者が、次のいずれかに該当すること。

ア 呉市内に主たる事務所又は営業所を有する者

イ 呉市外に主たる事務所を有する者であって、次のいずれかに該当し、かつ、呉市内において支援業務を適正かつ確実に実施できると市長が認めるもの

(ア) 他の地方公共団体との間で空家等対策に関する協定を締結し、現に当該協定に基づく活動を行っていること。

(イ) 他の地方公共団体から法第23条第1項の規定による支援法人の指定を受けていること。

(ウ) 呉市と官民連携等による活動実績があること。

(9) 申請者が、指定方針に定める活動実績を有すること。

(10) 申請者が、国税及び本市の市税を滞納していないこと。

2 市長は、申請者を支援法人として指定する場合は、呉市空家等管理活用支援法人指定通知書（様式第3号）により、指定をしない場合は、呉市空家等管理活用支援法人不指定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示するものとする。

4 市長は、本要綱の要件を満たす複数の法人を指定することができるものとする。

（指定の有効期間及び更新）

第5条 前条第1項の規定による指定の有効期間は、当該指定の日から起算して5年以内とする。

2 支援法人は、前条第1項各号に掲げる要件を満たしている状況であり、引き続き指定を受けようとする場合は、当該指定の有効期間の満了の日の2か月前から1か月前までの間に更新申請をしなければならない。

3 第3条及び前条の規定は、前項の指定の更新について準用する。ただし、その場合における第1項の指定の有効期間は、更新前の指定の有効期間の満了日の期日から起算して5年間とする。

（名称等の変更）

第6条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（様式第5号）により行うものとする。

2 市長は、第1項の規定による届出を受けたときは、法第23条第4項の規定により、当該届出に係る事項を公示するものとする。

3 支援法人が、その業務の内容を追加又は変更しようとするときは、呉市空家等管理活用支援法人指定（更新・変更）申請書（様式第1号）に、第3条第2項に規定する書類ですでに提出した内容から変更がある書類を添えて市長に提出するものとする。

4 市長は、第3項の規定による申請を受けたときは、その業務内容が、法第24条各号に規定する業務として適切なものであり、指定方針に適合するものであると認められる場合は、呉市空家等管理活用支援法人指定（更新）通知書（様式第3号）により、適合しないと認められる場合は、呉市空家等管理活用支援法人不指定（更新）通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

5 前項における第4条第1項の指定の有効期間は、更新前の指定の有効期間の満了日とする。

（業務の廃止等）

第7条 支援法人は、指定方針に定める業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

2 支援法人は、指定の辞退を希望するときは、直ちに指定辞退書（様式第7号）により市長に届け出るものとする。

3 市長は、前2項の規定による届出を受けたときは、法第23条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく公示するものとする。

（事業の報告）

第8条 支援法人は、事業年度開始前、当該事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

2 支援法人は、事業年度終了後、遅滞なく当該事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、前項の事業報告書の内容について説明させ、又は追加資料の提出を求めることができる。

（遵守事項）

第9条 支援法人は、業務の遂行に当たり、次の事項を遵守しなければならない。

（1）関係法令、本要綱、指定方針及び本市との協定等を遵守すること。

（2）空家等の所有者等の利益を最優先し、公正かつ中立な立場で業務を行うこと。

（3）業務上知り得た情報を適正に管理すること。

（禁止事項）

第10条 支援法人は、次に掲げる行為を行ってはならない。

（1）市から提供を受けた空き家所有者情報等を、業務遂行に必要な範囲を超えて利用すること。

（2）所有者等の同意なく、空き家所有者情報等を第三者（関連会社を含む。）に提供・漏えいすること。

（3）特定の事業者に不当に有利となるよう、案件又は情報を優先的に取り扱うこと。

- (4) 空き家所有者等又は空き家関連業務を担う事業者等に対し、実勢価格を著しく下回る売却や不当な条件の契約へ誘導すること。
 - (5) 所有者等の意思に反した執拗な勧誘、営業又は契約の強要を行うこと。
 - (6) 支援法人の地位を利用して、本来の業務目的を超えた営利活動を行うこと。
 - (7) 呉市の支援法人であることを、事業の宣伝等に不当に利用すること。
 - (8) 呉市又は連携機関の信用を毀損する行為
 - (9) 前各号のほか、支援法人として不適切と市長が認める行為
- (改善命令)

第11条 市長は、支援法人が法第24条各号の業務を適正かつ確実に実施していないと認めるとき又は第10条に規定する行為を行ったと認めるときは、支援法人に対し、当該業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第12条 市長は、支援法人が前条の規定による命令に違反したとき、第4条第1項各号に掲げる要件に該当しないこととなったとき、又は不正な手段により指定を受けたときは、第4条第1項の規定による指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するとともに、指定取消通知書（様式第8号）により当該支援法人に通知するものとする。

(個人情報の適切な処理)

第13条 支援法人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びその他関係法令（条例及び規則を含む。）に基づき、個人情報を適切に取り扱う措置を講じなければならない。当該指定が終了し、又は指定の取消しがあった後においても同様とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月1日から実施する。